

業が同一の建築物の複数の箇所で行われる場合には、一枚の届出書にまとめて届け出ることができる（規則第13条第4項）。

「緊急に行う必要がある場合」とは、典型的には、災害で崩壊し、交通等に支障を及ぼしている建築物を緊急に解体するような場合であるが、建築基準法第9条第1項若しくは第11項（同法第10条第2項において準用する場合を含む。）、第10条第1項、第11条第1項又は第90条の2第1項の規定に基づく特定行政庁の命令（違反建築物に対する除却命令等）であって、当該命令等に伴い特定粉じん排出等作業を14日以内に開始しなければならないこととなる場合もこれに該当する。

また、特定工事が一端中断され、その後再開された場合で中断の前後でその工事内容に変更がないときは、一連の工事とみなし、特定粉じん排出等作業の実施の届出を改めて行う必要はない。

2)届出の受理

届出の受理の事務は、特定工事を施工しようとする者の届出手続の負担軽減の見地から、可能な限り保健所、県事務所等の特定工事を施工する場所に近い行政事務所において行うことが望ましいので、この点に配慮されたい。

特定粉じん排出等作業に係る届出については、ばい煙発生施設の設置等の届出の場合と異なり、受理書の交付を規定していないが、法第18条の15第1項の届出については、届出の受理日から14日以内に限り計画変更命令を行うことができることから、届出者及び受理者双方が受理日について共通の認識を持てるよう事務処理を行われたい。特に、届出書類が法令に規定された形式要件を満たしているかどうかの審査は、できるだけ届出書類が提出されたときに行い、届出書類の行政事務所への提出日と受理日が同一日になるよう努められたい。なお、保健所、県事務所等で届出の受理を行う場合、当該行政事務所が届出を受理した日が受理日になる。

3)罰則

法第18条の15第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる（法第34条第1号）。

法第18条の15第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処せられる（法第37条）。

なお、これらの罰則は、故意にこれらの行為を行った場合に適用されるものであることから、施工者が建築物の解体等の作業の開始前に十分な調査を行い、当該建築物においては特定建築材料が使用されていないものとして当該作業を開始した後、当該作業が特定粉じん排出等作業に該当することが判明した場合には、その時点で作業を中断し、届出を行えば、罰則が適用されることはない。

4 計画変更命令

1)制度の概要

都道府県知事等は、特定粉じん排出等作業の実施の届出があった場合において、特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、届出受理の日から14日以内に限り、特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる（法第18条の16）。

なお、本規定は、法第18条の15第2項の規定による届出があった場合には適用できないため、この場合の作業基準遵守の担保措置は、第18条の18の規定に基づく作業基準適合命令等により講じられたい。

2)留意事項

計画変更命令は、特定粉じん排出等作業の実施に伴う特定粉じんの大気中への排出又は飛散を抑制する目的で、作業の方法を作業基準に適合させるために必要な限度において、作業の方法に関する計画の変更を命ずることができるものであり、特定工事を施工する者にこの趣旨を逸脱して過度な負担を課すことのないよう配慮されたい。これは、後述の作業基準適合命令等についても同様である。

計画変更命令を行う場合は、届出受理後、適正な審査に必要な期間を考慮してできる限り速やかに行われたい。

また、計画変更命令については、特定粉じん排出等作業に従事する労働者の特定粉じん暴露量が増加することのないよう運用されたい。このため、計画変更命令を発する場合には、関係する都道府県労働基準局長に事前に連絡し、調整されたい。

その他、計画変更命令の運用については、追って送付する予定の「アスベスト飛散防止対策検討会報告書」及び「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を参考とされたい。これは、後述の作業基準適合命令等についても同様である。

3)罰則

計画変更命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（法第33条の2第1項第2号）。

5 作業基準の遵守義務及び作業基準適合命令等

特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない（法第18条の17）。

この義務の履行を担保するため、都道府県知事等は、作業基準を遵守していないと認められる特定工事を施工する者に対して、期限を定めて作業基準に従うべきこと又は特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる（法第18条の18）。

作業基準適合命令等に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（法第33条の2第1項第2号）。

6 注文者の配慮

法に基づく特定粉じん排出等作業に係る規制措置は、特定工事を施工する者に対して行われるものであるが、特定工事を施工する者が法の規定を遵守するためには、特定工事の注文者が法の規定を理解し、施工契約が法の規定の遵守が可能な内容（施工方法、工期、施工に要する費用等）で結ばれる必要がある。

このため、法第18条の19において特定工事の注文者の配慮の責務が規定されており、この規定の趣旨について周知徹底に努められたい。

7 報告及び検査

都道府県知事等は、法の施行に必要な限度において、特定工事を施工する者に対し、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における吹付け石綿の使用箇所及び使用面積、特定粉じん排出等作業の方法、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要（耐火・準耐火の別、延べ面積等）、配置図及び付近の状況、特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の

概要等について報告を求め、又はその職員に、特定工事の場所に立ち入り、特定工事に係る建築物、特定粉じん排出等作業に使用される機械器具及び資材（特定粉じんの排出又は飛散を抑制するためのものを含む。）並びに関係帳簿書類を検査させることができる（法第26条第1項、令第12条第6項及び規則第10条の4第2項）。

なお、文教施設について立ち入り検査を行うに当たっては、当該文教施設の特性に十分配慮されたい。

8 経過措置

平成9年4月1日に現に特定粉じん排出等作業が行われている場合における当該作業については、同日以降も作業基準の遵守義務（法第18条の17）及び作業基準適合命令等（法第18条の18）の規定は適用されない（改正令附則第2項）。

なお、特定粉じん排出等作業の実施の届出（法第18条の15第1項）及び計画変更命令（法第18条の16）の規定についても、特定粉じん排出等作業の開始前に適用されるものであることから、平成9年4月1日に現に行われている特定粉じん排出等作業には適用されない。

9 事務の委任

特定粉じん排出等作業の規制に係る都道府県知事の権限に属する事務については、すべて令第13条第1項から第3項までに掲げる市の長に委任されている。

10 条例との関係

法の規定は、地方公共団体が、次に掲げる事項に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない（法第32条）。

- ① 特定粉じん排出等作業に伴い発生し、又は飛散する特定粉じん以外の物質の大気中への排出又は飛散
- ② 特定粉じん排出等作業以外の建築物を解体し、改造し、又は補修する作業に伴い発生し、又は飛散する特定粉じんの大気中への排出又は飛散

11 その他

特定粉じん排出等作業に対する規制の導入に伴い、特定粉じんに関する規制基準として、法第18条の5に規定する規制基準と法第18条の14に規定する規制基準の二つが法律上規定されることとなった。このため、法第18条の5に規定する規制基準の略称を「敷地境界基準」に改めたが、その意味は、従来と何ら変更はない。

第2 有害大気汚染物質対策の推進

（省略）

□大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行に当たっての留意事項について（通知）

平成9年2月12日 環大規第32号

各都道府県・各政令市大気保全担当部（局）あて

環境事務次官

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成8年法律第32号。以下「改正法」という。）の施行については、平成9年2月12日付け環大規第30号をもって環境事務次官から通達するとともに、平成9年2月12日付け環大規第31号をもって大気保全局長から通知したところであるが、その他の事項等については下記のとおりであるので、これに留意の上、改正後の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）の施行に遺漏のないようにされたい。

記

第1 特定粉じん排出等作業の規制

1 届出について

法第18条の15第1項及び第2項の規定に基づく特定粉じん排出等作業の実施の届出については、届出を行う者が法人の場合には、原則として法人の代表者の名義による届出が必要であるが、代表者からの委任状を添付した上で、当該法人の事業所、支店等の長が届出を行うことは差し支えない。

大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「規則」という。）第10条の4第2項は、届出書に添付すべき書類に記載する事項を5項目規定しているが、同項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要（耐火建築物又は準耐火建築物の別、延べ面積等）並びに同項第3号から第5号までに規定する事項については、対応する欄（参考事項の欄）を届出書に設けたので、参考事項の欄に所定の事項が記載された場合には、これらの事項が記載された書類が届出書に添付されたものとみなすこととした（規則様式第3の2の参考事項の欄及び備考2）。なお、参考事項の欄に記載がなくとも、同項第1号から第5号までに規定する事項に相当する事項が記載された書類が添付されていれば、当然、適法な届出となる。

規則様式第3の4に規定する見取図と同様式の別紙に規定する見取図は、一枚の図面にまとめて差し支えない。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）においては、吹付け石綿を除去する作業について労働基準監督署長への届出義務が規定されており（同法第88条第4項）、その届出に添付すべき書類が労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第91条第1項において規定されているが、同法に基づき労働基準監督署長に届け出られ、受理された書類と、規則第10条の4第2項に規定する添付書類及び規則様式第3の4の備考1等に規定する図面との対応は、以下のとおりである。

- ① 規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち「特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の配置図及び付近の状況を記載した書類」は、安衛則第91条第1項第1号に規定する事項に該当する。
- ② 規則第10条の4第2項第2号に規定する事項を記載した書類は、安衛則第91条第1項第4号から第6号までに規定する書類であって、特定粉じん排出等作業の工程が明示されて

いるものに該当する。ここで、特定粉じん排出等作業の工程として明示すべき内容は、特定建築材料の除去、囲い込み、封じ込めの作業の工程及び作業場の隔離等作業基準に係る主要な作業の工程である。

- ③ 規則様式第3の4の備考1の見取図は、安衛則第91条第1項第2号に規定する書類であって、特定建築材料の使用箇所等所定の事項が記入されたものに該当する。
- ④ 改正規則様式第3の4別紙の備考4の見取図は、労働安全衛生規則第91条第1項第3号及び第5号に規定する書類であって、隔離された作業場の容量、集じん・排気装置の設置場所等の所定の事項が記入されたものに該当する。

このように、規則第10条の4第2項並びに様式第3の4及びその別紙に規定する届出書に添付すべき書類については、労働安全衛生法に基づく労働基準監督署長への届出書に添付される書類と概ね同一であることから、相当する事項が記載されていれば、労働基準署長への添付書類を届出書に添付して差し支えない。

2 既発通知の取扱い

建築物の解体等に伴う石綿による大気汚染の防止に関しては、昭和62年10月26日付け環大規第225号（以下「昭和62年通知」という。）により当職から各都道府県・政令指定都市大気保全担当部（局）長あてに通知しているところであり、その内容は現時点においても適切なものであるが、今回の法令改正により、その主たる部分は法に基づく制度となったため、当該通知は廃止する。

また、「建築物に使用されているアスベストに係る当面の対策について」（昭和63年2月1日付け環大規第26号・衛企第9号）により当職及び厚生省生活衛生局企画課長から、都道府県・指定都市衛生・環境主管部（局）長等宛て通知しているところであるが、当該通知のうち、昭和62年通知を引用している部分（Ⅱの4の部分）の取扱いについては、別途、両課長の連名により通知する。

第2 指定物質に係る措置

（省略）

石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年十二月二十七日環境省告示第九十三号）

大気汚染防止法施行規則第十六条の二及び第十六条の三第一号に規定する石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法は、別表のとおりとする。

別表

石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法

第1 装置、器具及び試薬

装置、器具及び試薬は、次に掲げるとおりとする。

1 試料の捕集のための装置及び器具

(1) 捕集用ろ紙

直径が47mm、平均孔径が0.8 μ mの円形のセルロースエステル製のろ紙

(2) 捕集用ろ紙ホルダー

直径47mmの円形ろ紙用のホルダーで有効ろ過面の直径が35mmとなるオープンフェイス型のもの

(3) 吸引ポンプ及び流量計

捕集用ろ紙をホルダーに装着した状態で第2の1に定める流量が得られる電動式吸引ポンプ及び流量計

(4) 捕集用ろ紙の収納容器捕集用ろ紙を密閉して収納することができるもの

2 石綿の計数のための装置及び器具

(1) 顕微鏡

倍率40倍の対物レンズ及び倍率10倍の接眼レンズを使用する光学顕微鏡(位相差顕微鏡及び生物顕微鏡としての使用が可能なものに限る。)

(2) スライドガラス

日本工業規格R3703に定める顕微鏡用スライドガラス(1種、標準形)

(3) カバーガラス

日本工業規格R3702に定める顕微鏡用カバーガラス(等級1種、厚さNo.1 S)

(4) アイピースグレイティクル

接眼レンズに装着することにより顕微鏡によつて観測される繊維の大きさを計測し得るもの

3 捕集用ろ紙を透明にするための試薬及び装置

(1) 試薬

次のいずれかのものを用いることとする。

ア フタル酸ジメチル及びシュウ酸ジエチル

イ アセトン及びトリアセチン

(2) 装置

アセトン蒸気発生装置(試薬として(1)のイを用いる場合に限る。)

第2 測定の手順

濃度の測定は、次の手順により行うものとする。

1 試料の捕集

ホルダーに捕集用ろ紙を装着し、原則として10l/minの流量で4時間通気して、ろ紙上に試料を捕集する。

試料の捕集後、ろ紙をホルダーから外し、直ちに収納容器に収納する。

2 顕微鏡標本の作製

ろ紙を汚染するおそれのない清浄な室内において、試料を捕集したろ紙を収納容器から取り出し、二等分する。

二等分したろ紙の一方を第1の3の(1)の試薬を用いて透明にする。透明にする方法は、次のとおりとする。

(1) 試薬としてフタル酸ジメチル及びシュウ酸ジエチルを用いる場合

フタル酸ジメチル及びシュウ酸ジエチルを1対1の割合で混合した溶液の中に、未使用の捕集

用ろ紙を 0.05g/ml の割合で加えて溶解したもの 1 滴(0.03~0.05ml)をスライドガラスのほぼ中央に滴下し、その上に試料を捕集したろ紙を採じん面を上にして載せる。ろ紙が透明になってきたらカバーガラスを載せて固定する。

(2) 試薬としてアセトン及びトリアセチンを用いる場合

スライドガラスの上に試料を捕集したろ紙を採じん面を上にして載せ、アセトン蒸気発生装置により発生させたアセトン蒸気を当てる。ろ紙が透明になってきたらろ紙のほぼ中央にトリアセチンを 2~3 滴滴下し、その上にカバーガラスを載せて固定する。

3 石綿の計数

位相差顕微鏡により、長さが 5 μ m 以上かつ長さとの比が 3 対 1 以上の繊維状物質の計数を行う。

この場合、計数の対象とする繊維が認められた視野については、位相差顕微鏡を生物顕微鏡としたのち再度計数を行い、それぞれの計数値の差(以下「計数繊維数」という。)を求める。

計数は、50 視野について又は計数繊維製の合計が 200 本以上になるまで行う。

4 石綿濃度の算出

次式により石綿に係る特定粉じん濃度(以下「石綿濃度」という。)を算出する。

$$F = ((A \times N) / (a \times n \times V))$$

この式において、F、A、N、a、n 及び V は、それぞれ次の値を表す。

F 石綿濃度(単位 本/l)

A 捕集用ろ紙の有効ろ過面の面積(単位 cm^2)

N 計数繊維数の合計(単位 本)

a 顕微鏡の視野の面積(単位 cm^2)

n 計数を行った視野の数

V 採気量(単位 l)

備考

- 1 この測定法における用語その他の事項で測定法に定めのないものについては、日本工業規格に定めるところによる。
- 2 次に掲げる場合にあつては、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令(昭和 43 年政令第 329 号)第 13 条に規定する市の長が示すところにより、評価の対象とする石綿以外の石綿を除外して石綿濃度の評価を行うことができる。
 - (1) 測定の対象とする石綿に係る特定粉じん発生施設が設置されている工場又は事業場に隣接し、又は近接して当該工場又は事業場以外の石綿に係る特定粉じん発生施設が設置されている工場又は事業場がある場合。
 - (2) 測定の対象とする石綿に係る特定粉じん発生施設が設置されている工場又は事業場が蛇紋岩地域等測定の対象とする石綿以外の石綿の濃度が高いと認められる地域にある場合。